

法制審議会における議事録公開の経緯等について

1 法制審議会第124回総会における決定事項

(平成10年7月9日開催)

法制審議会の議事録は、「発言者名及びプライバシーを侵害するおそれのある事項を除いた議事録を作成して、これを公開する」

→以後、現在に至るまであらたな決定事項は存在しないことから、上記の総会決定事項に基づき、総会・部会ともに発言者の氏名等を除いた、いわゆる「非頭名議事録」を作成し、これを法務省ホームページで公開している。

(以下、議事録から抜粋)

「審議会の議事の公開の関係でございます。これは、現在法制審議会の議事は公開しないと定められておまして、その趣旨に沿って議事録も公開しておりません。ただこの点につきましては、行政改革会議の最終報告でも、原則として審議会については議事又は議事録を公開すべきであるということが定められております。また、情報公開という世の中一般の流れもございますので、今後につきまして議事は従前どおり非公開ということですが、議事録については発言者名及びプライバシーを侵害するおそれのある事項を削除して議事録を作成して、これを公開するという運用をしていきたいと考えております。この点につきましては、従前議事録を幹事が作成するという規定が置かれているだけで、議事録の公開・非公開は全く規定がございません。審議会の意思として議事録の公開は議事の非公開にあわせて非公開とするということで運用をしてきておりますので、審議会で議事録を公開するかどうかをお決めいただければ、直ちに決められる事柄であろうと考えております。もし特段の支障がなければ、この総会以後、議事録を公開するという運用をいただいております。」

2 上記議事録を作成することが決定された理由等について

情報公開の要請及び民事、刑事その他法務に関する基本法制を審議し、あわせて基本法制の立案作業を行うという法制審議会の重要性・特殊性を踏まえ、以下の諸要素を総合的に勘案して決定されたもの。

- ① 情報公開の流れを考慮すべきであること。
- ② 審議会の性格に照らし、発言者が独立した立場で自由かつつな議論ができる状況を確保する必要性が格段に高いこと。

- ③ 発言者が特定されることにより、不当な圧力、干渉等が加えられる懸念も否定し難いこと。
- ④ 重要なのは、だれが発言したかということではなく、何がどのように審議されたかということであること。

3 これまで議事録の顕名問題が取り上げられた会議について

- ・H15. 4. 14 刑事法（ハイテク犯罪関係）部会第1回会議
- ・H15. 4. 21 刑事法（ハイテク犯罪関係）部会第2回会議
- ・H15. 9. 10 法制審議会第141回総会

刑事法（ハイテク犯罪関係）部会長から、一部の部会委員から顕名化すべきであるという意見があり、これに反対の意見もあったという旨の報告がされた。

【総会の対応】。

→総会において、部会における議論の内容や、他の部会において同種の要望が特に認められないことなども勘案した結果、総会として刑事法部会でそのような意見があったことを認識するにとどめ、従来どおりの議事録の取扱いとすることが確認された。

- ・H16. 5. 17 刑事法（凶悪・重大犯罪関係）部会第2回会議
- ・H16. 10. 4 刑事法（人身の自由を侵害する犯罪関係）第1回会議
- ・H16. 10. 8 少年法（触法少年事件・保護処分関係）部会第1回会議
- ・H16. 10. 18 刑事法（人身の自由を侵害する犯罪関係）第2回会議
- ・H17. 10. 28 刑事法（財産刑関係）部会第1回会議
- ・H18. 9. 28 被収容人員適正化方策に関する部会第1回会議
- ・H18. 10. 3 刑事法（犯罪被害者関係）部会第1回会議
- ・H19. 12. 13 少年法（犯罪被害者関係）部会第1回会議

4 最近の動き

- 平成20年3月7日閣議後記者会見における法務大臣発言
(発言要旨)

「成年年齢の問題については、国民的な大議論が期待されているから、発言者名を一律に非公開にする現在の取扱いの当否について、審議の課題によってはこれを公にすることができないかということについても、法制審議会の方で慎重に議論してほしい。」

- 平成20年3月11日民法成年年齢部会第1回会議決定事項

同部会の議事録は、発言者名を明らかにするのが相当ということで意見が一致